

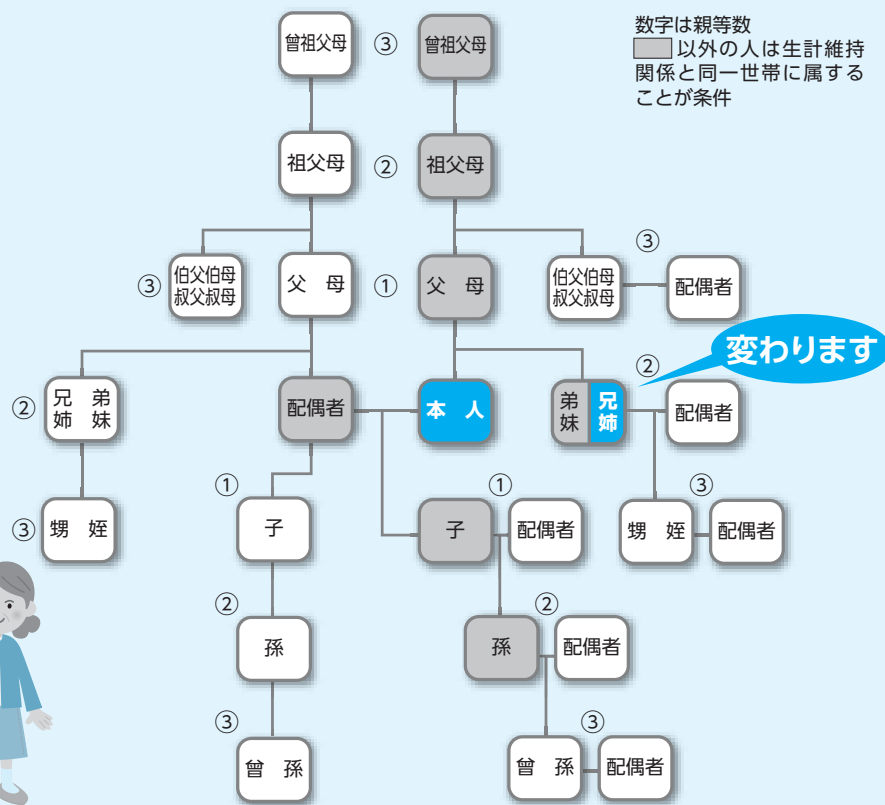
被扶養者の認定基準の変更について

～平成28年10月から兄弟の同居要件が廃止されます～

組合員の兄弟を被扶養者に認定するには、同居していることが条件でしたが、平成28年10月から毎月一定額以上の仕送りをしている等の生計維持要件を満たせば、別居していても被扶養者に認定することができますようになります。



被扶養者の範囲(三親等内親族図)



海外で診療を受けたときは・・・

海外旅行や留学中に病気やけがによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けたときは、申請により医療費の一部が支給されます。(海外療養費といいます。)

海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められる医療行為に限られます。また、療養を目的に海外へ渡航し治療を受けた場合は、給付の対象になりません。

海外療養費の申請には次の書類が必要です。

- ① 療養費・家族療養費請求書
 - ② 診療内容明細書
 - ③ 領収明細書
 - ④ 調査に関わる同意書(診療を担当した方に診療内容等を照会することの同意書)
 - ⑤ 現地で支払った領収書の原本
 - ⑥ 渡航期間がわかるパスポート等の写し(申請者が海外に渡航した事実を確認できる書類)
- } 外国語の場合、翻訳者の住所・氏名を記載した翻訳文を添付



※①～④は当組合所定の様式です。当組合ホームページの申請書一覧からダウンロードできます。
 ※④と⑥は、海外療養費の不正請求を防ぐ観点から新たに追加された必要書類です。

介護休業手当金の支給率が 引き上げられました

組合員の皆さんが要介護状態にある家族の介護を行うため2週間以上の介護休業を取得したときは、申請により介護休業手当金が支給されますが、平成28年8月からその支給率が40%から67%に引き上げられました。

$$\text{給付日額} = \text{標準報酬日額}^* \times \underline{67\%} \quad \text{※標準報酬月額} \times 1/22 \text{の額}$$



育児休業手当金・介護休業手当金の 給付日額上限額が変更になりました

給付日額は雇用保険法により上限額が設けられていますが、平成28年8月から次のとおり変更になりました。

【給付日額上限額】

● **育児休業手当金** 67%支給期間(180日に達する日まで) 12,982円 → 12,927円
50%支給期間(181日以降) 9,688円 → 9,647円

● **介護休業手当金** 7,750円(支給率40%) → 12,927円(支給率67%)

※標準報酬月額が44万円以上の方は、給付日額上限額が適用されません。

厚生年金保険法の 標準報酬月額の下限額が改正されます

平成28年10月から短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が拡大されることに伴い、厚生年金保険法の標準報酬月額等級表が改正され、現行の98,000円(第1級)は(第2級)となり、新たな下限として88,000円(第1級)が加わります。

ただし、短期給付および退職等年金給付に係る標準報酬月額等級表は改正がないため、これまで標準報酬月額が620,000円以下の方はすべての区分で等級と月額が一致していましたが、平成28年10月以降は厚生年金保険の標準報酬等級が1級異なることとなりますのでお知らせします。

標準報酬月額の下限額(第1級)		
区分	改正前	改正後
厚生年金	98,000円	88,000円
短期給付 退職等年金	98,000円	98,000円

【等級変更例】

区分		<平成28年9月まで>		<平成28年10月から>	
		標準報酬 等級	月額	標準報酬 等級	月額
短期	短期給付	第24級	440,000円	第24級	440,000円
	厚生年金	第24級	440,000円	第25級	440,000円
長期	退職等年金	第24級	440,000円	第24級	440,000円